

民法基礎 4 答案骨子

第 1 問

1 近親婚禁止について

- ・ 7 3 4 条について

但し書まで説明

- ・ 7 3 5 条

- ・ 7 3 6 条

養子縁組終了後についてまで説明

2 嫡出推定、嫡出否認について

- ・ 嫡出推定

2 項による推定→1 項による推定により、2 項に定める場合には、父の子として推定される

- ・ 嫡出否認

嫡出推定を前提に父が子との法律上の親子関係を否定するための制度
訴えでなければならず、出訴期間あり

3 外観説について

- ・ 嫡出推定が及ばない子をどの範囲で認めるかという点についての解釈

- ・ 外観説

懐胎時に夫の不在や事実上の離婚状態があったなど妻と夫の間に同棲や実質的な夫婦関係が存在せず、外観上夫による懐胎でないことが明らかな場合に
限って嫡出推定が及ばないものとする

- ・ 血縁説

外観上明白な場合に限らず、科学的に父子関係の不存在が証明される場合にも
広く嫡出推定が及ばないものとする

- ・ 推定が及ばない場合

嫡出否認の訴えではなく、親子関係不存在確認訴訟にて法律上の親子関係を
争うことができる

第2問

1 寄与分制度と特別寄与者の制度について

- ・ Dについては、寄与分制度により、遺産分割協議や審判により、相続分について法定相続分からの修正を図ることができる
Dが相続人であることを適示

- ・ Eについては、特別寄与者制度により、特別寄与料の支払請求できる
Eが相続人の親族（一親等の姻族）であることを適示

- ・ 「特別の寄与」について

「相続財産の維持又は増加に寄与した程度が配偶者については民法752条に基づく通常の協力扶助の程度を超え、直系卑属については同条730条に基づく通常の相互扶助の程度を超えるものであ」ることが必要である
療養看護の状況を当てはめる

2 遺産分割協議の詐害行為取消しについて

- ・ 「財産権を目的とする法律行為」該当性について
最判平成11年6月11日参照
放棄等との違いについても書けるとよい？

- ・ 本件の詐害性について法定相続分・具体的相続分と分割方法の比較

- ・ Bは法定相続分が2分の1にもかかわらず全く相続しないこととなっているが、詐害性をどう評価する？（寄与分等も考えた分け方？）

- ・ どの範囲の取り消し？

3 遺産分割と所有権移転の規律について

- ・ 遺産分割前の所有権譲渡

909条の「第三者」とは、分割前に権利を取得し（権利保護要件としての）登記を備えた者

Gは該当

- ・ 遺産分割後の所有権譲渡

899条の2は、法定相続分の範囲の財産承継については登記等の対抗要件なくても対抗できるが、法定相続分を超える財産承継については登記等の対

抗要件がなければ第三者に対抗できない

「第三者」は権利保護要件としての登記は不要

177条が適用されない相続においても対抗要件主義を採用したものである